

裁判官認印

第 6 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和解)

事 件 の 表 示 令和元年 (ワ) 第 2 1 1 号
期 日 令和 2 年 2 月 2 8 日 午 前 1 1 時 3 0 分
場 所 等 金 沢 地 方 裁 判 所 民 事 部 準 備 手 続 室
(電話会議の方法による)

裁 判 官 武 見 敬 太 郎
裁 判 所 書 記 官 寺 口 真 平
出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 代 理 人 塩 谷 昌 則 (03-6228-3391)
被 告 ら 代 理 人
当 事 者 の 陳 述 等

原 告

原告は、被告 C に対する訴えの全部を取り下げる。

被告森直樹

上記取下げに対して同意する。

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

東京都中央区

原 告 株式会社 A
同代表者代表取締役 B
同訴訟代理人弁護士 塩 谷 昌 則

金沢市長土堀一丁目 1 番 5 4 号

被 告 C
同訴訟代理人弁護士

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状及び訴状訂正申立書（令和元年7月11日付け）のとおり

第3 和解条項

- 1 原告は、本日、被告に対し、別紙物件目録記載の土地の共有持分（9分の2。以下「本件持分」という。）を代金700万円で売り渡し、被告はこれを買受ける。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和2年3月6日限り、原告から次項の所有権移転登記手続きを受けるのと引き換えに、
銀行 支店の
原告「株式会社 A」名義の普通預金口座（口座番号
）に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告は、被告に対し、本件持分につき、前項の期日限り、被告から前項の金員の支払を受けるのと引き換えに、令和2年2月28日売買を原因とする所有権移転登記手続きをする。なお、登記手續費用は被告の負担とする。
- 4 原告は、被告に対する請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 寺 口 真 平

(別紙)

物件目録

所在地	在番目積	金沢市	宅地	m ²
-----	------	-----	----	----------------

以上

これは正本である。

令和2年3月2日

金沢地方裁判所民事部

裁判所書記官 寺口真平